

別表八(一)

「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

別表八(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

		事業年度	法人名		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2			受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3) × 50% + (4) × (20% 又は40%)	5
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「4」欄</p> <p>保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00583」</p> <p>③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限ります。)</p> <p>(注) <u>非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「4」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>					
完全子法人株式等	法人	本店の所在地			
	受取配当等の額の計算期間				
関連法人株式等	法人	本店の所在地			
	受取配当等の額の計算期間				
保	有	割			
法	受	取			
人	同	上			
株	の	う			
式	ち	ち			
等	益	金			
	の	額			
	に	算			
	入	さ			
	れ	る			
	金	額			
	と	す			
	る	金			
	額				
	(14) - (15)				
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17			
	同	上			
	以	外			
	の	場			
	合				
	支	払			
	利	子			
	等	の			
	10%の	割			
	当	額			
	額				
	((38) × 0.1) × 付表「14」)	19			
	受	取			
	配	当			
	等	の			
	額				
そ	法				
の	本				
他	店				
株	保				
式	受				
等	取				
	同	上			
	の	う			
	ち	ち			
	益	金			
	の	額			
	に	算			
	入	さ			
	れ	る			
	金	額			
	と	す			
	る	金			
	額				
	(24) - (25)	26			
非	法				
支	人				
配	名				
目	又				
的	は				
株	銘				
式	柄				
等					
	本				
	店				
	の				
	所				
	在				
	地				
	基				
	準				
	日				
	等				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	保				
	有				
	割				
	合				
	30				
	%				
	%				
	%				
	%				
	受				
	取				
	配				
	当				
	等				
	の				
	額				
	31				
	円				
	円				
	円				
	円				
	同				
	上				
	の				
	う				
	ち				
	益				
	金				
	の				
	額				
	に				
	算				
	入				
	さ				
	れ				
	る				
	金				
	額				
	(31) - (32)	33			
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細					
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算					
34 適用・不適用					
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額					
35 円					
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額					
(別表十七(二の三)「10」)					
37					
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額					
(35) - (36) + (37)					
38					
国 外 支 配 株 主 等 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額、対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 又 は 恒 久 的 施 設 に 帰 せ ら れ る べ き 資 本 に 対 応 す る 負 債 の 利 子 の 損 金 不 算 入 額					
(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(二の二)「17」のうち多い金額)					
36					